

設楽町自主防災会事業補助金について

1 補助金の対象事業

対象事業	対象経費	補助金額
防災資機材購入・ 修繕事業	保存期間5年以上の保存食や保存水と防災の用に供する資機材の購入及び修繕に要する経費(送料、名入れ代含む。ただし、支払手数料は対象外とする。)	対象経費の8割以内 【上限額】 ※世帯数によって異なる。 世帯数50以下 250千円 世帯数51以上100以下 300千円 世帯数101以上 350千円
防災活動推進事業	事務用品などの消耗品費、訓練用燃料費、炊き出し訓練用材料費(賄材料費)、印刷代、防災講演会会場使用料、講師謝礼(手土産代を除く。)、資料代、損害保険料	対象経費の10割

※補助金は千円未満切り捨て

2 補助金の交付の流れ

- ①事業執行前に交付申請の手続きを行う。
- ②交付申請の手続き後、町から補助金交付決定通知書を受け取った後、事業を執行する。
※補助金交付決定日より前に執行した事業は補助金の対象外になります。
- ③事業が完了したら速やかに実績報告書を提出する。
→補助金確定後に請求書を提出していただき、補助金を指定された口座に振り込みます。

※補助金の交付の目的を達成するため必要と認められるときは、事業完了前に概算払により補助金の請求も可能です。

3 補助金の変更

補助金交付申請書の提出後に、事業内容を変更する場合(資機材物品の変更等)や事業を廃止する場合、事業費の減少により補助金額が減額となる場合は、事前に総務課へ連絡していただき、変更申請の手続きを行ってください。

4 注意事項

- ・本補助金は予算の範囲内で交付するものです。申請の状況によっては、来年度以降の受付とさせていただきます可能性がございますので、ご承知おきください。なお、申請は先着順で対応します。
- ・本補助金は同年度に同じ事業を再度申請することはできません。ただ、防災資機材購入・修繕事業と防災活動推進事業を分けて申請していただくことは可能です。
- ・他の要綱に基づく補助金(地域づくり交付金等)の交付を受けている場合は、補助の対象外となります。

補助金申請の流れ

☐ ※二重線で囲まれた部分は自主防災会が行う手続き

通常払いの場合

交付申請
(様式第 1、2、3)

【添付書類】

見積書、自主防災会規約・役員名簿
(資機材の修繕を行う場合は対象資機材機材の写真も添付する。)

【注意】

申請は先着順で受付します。申請額が予算額を超えてしまう場合は来年度以降に受付させていただきます。

交付決定通知

【注意】
補助事業は交付決定通知書を受け取ってから開始してください。

実績報告
(様式第 9、10、11)

【添付書類】
領収書、写真

確定通知

交付請求
(様式第 13)

口座振込
(確定額)

概算払いの場合

概算払請求
(様式第 14)

口座振込
(精算額)

実績報告
(様式第 9、10、11)

【添付書類】
領収書、写真

精算

※交付決定額と確定額に差額が生じた場合は精算(返金)させていただきます。

確定通知